

令和6年4月1日施行



# 安城市手話言語条例

安城市では、手話は言語であると認識し、全ての市民が地域の一員として相互に理解を深め合うため、「安城市手話言語条例」を制定し、分かり合い、認め合い、支え合う地域共生社会の実現に寄与することを目指しています。



手話は言語です。

手話は、日本語を手の動きや表情に変えて表現をしていると思われる事がありますが、日本語と異なる言語で、独自の語彙や文法体系を持っている言語です。

日本語や英語など様々な言語があるように、手指の動きや表情を使って概念や意思を視覚的に表現する非音声言語です。



安 城 市

「アイラブユー」を表現する  
安城市公式マスコットキャラクター  
**サルビー**

# 条例制定にあたって

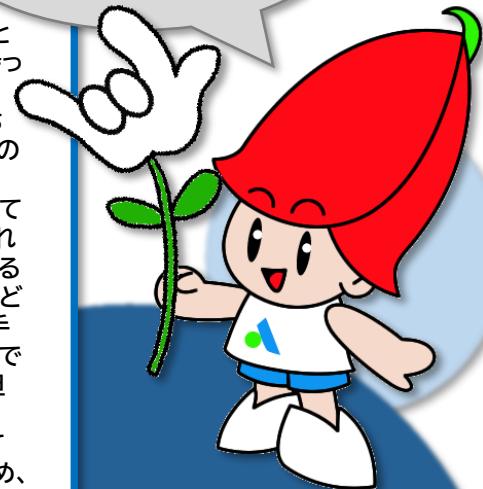
条例の内容を見てみよう！

私たちのまち安城は、明治用水の豊かな水に育まれ、農業先進地として知られ、その後都市化や工業化も進み多様な価値観や個性を持った多くの人々が生活するまちとなりました。

これら多くの人々が心豊かに安心して生活していくことは、私たちの願いであり、そのためには、円滑な意思の疎通のほか適切な情報の発信や取得により、相互に理解を深めることが必要です。

しかし、ろう者などが使用する手話は、かつてろう教育で言語として認められてこなかったことや、現在も独自の言語であると広く知られるに至っていないことにより、障害者基本法や障害者の権利に関する条約で言語として位置づけられているにもかかわらず、意思疎通などの手段として使用しやすい環境が整備されていません。このため、手話を主たる言語として使用する市民は、容易に社会参加することができず、相互理解の機会を得ることが困難であり、さらには、手話の扱い手の不足なども懸念される状況です。

私たちは、このような認識の下に、全ての市民が地域の一員として分かり合い、認め合いながら、支え合う地域共生社会を実現するため、この条例を制定します。



全ての市民が  
分かり合い、認め合い、支え合う  
地域共生社会を目指します



手話による社会参加や、  
理解を深めます

## 目的

第1条 この条例は、手話に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに市の責務及び市民(市内に住む者、市内で働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者(法人その他の団体を含む。以下同じ。)をいう。以下同じ。)の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定めることにより、手話による社会参加の機会を拡大し、もって全ての市民が相互に理解を深めながら、支え合う地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。

## 基本理念

第2条 手話に関する施策は、手話が、独自の語彙や文法体系を持つ非音声の言語であり、手話を言語として使用する機会が適切に確保されるべきものであるとの認識の下に実施されなければならない。

2 手話に関する施策は、手話が、単に意思疎通を図るためだけではなく、他の言語と同様に知識を蓄え、文化を創造するため必要なものであり、大切に受け継いでいくべきものであるとの認識の下に実施されなければならない。



手話を使いやすい環境を  
つくります

## 市の責務

第3条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、次に掲げる手話に関する施策を講ずるものとする。

- (1)手話の理解の促進及び普及に関する施策
- (2)手話を使いやすい環境整備の促進に関する施策
- (3)手話の扱い手の育成に関する施策



手話の普及や啓発、環境整備、扱い手の育成に取り組みます



手話に対する理解を深めます

## 市民の役割

第4条 市民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、この条例の趣旨を理解し、全ての市民が参加することのできる地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

- 2 手話を主たる言語として使用する市民は、基本理念にのっとり、自らも手話の扱い手であるという認識の下、地域社会に参加するとともに、市の実施する手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 市内で事業又は活動を行う者は、基本理念にのっとり、手話を主たる言語として使用する市民が事業を利用し、又は活動に参加しやすい環境の整備に配慮し、及び手話を主たる言語として使用するその従業員、職員等の就業環境の整備に努めるものとする。



関係者の意見を反映させます

## 関係者の意見の反映

第5条 市は、手話に関する施策を実施するときは、手話を主たる言語として使用する市民、手話通訳者その他の関係者との協議の場を設置する等これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

手話に関する情報提供をします



## 聴覚に障害のある子等に対する支援

第6条 市は、聴覚に障害のある子及びその保護者等に対し、手話を理解するために必要な情報その他の手話に関する情報を提供するとともに、これらの者からの相談に応じ、適切に対応する体制の整備を行うよう努めるものとする。



子どもや先生に啓発を行います

## 小中学校における手話の理解の促進

第7条 市は、市内の小学校及び中学校において、在籍する児童、生徒等に対し、手話について理解を深めるための啓発を行うよう努めるものとする。

※第7条は、小中学校において特に積極的に啓発を行う必要があるとの認識に基づいて規定しているが、小中学校以外でも、第3条第1号に規定する市の責務として、手話の理解の促進及び普及に取り組んでいきます。

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



# 聴覚障害について

聴覚障害のある人の中には、生まれつき耳が聞こえない人もいれば、病気などで途中から聞こえなくなった人もいます。聞こえの程度は人それぞれで、外見からはわかりにくく、周囲に気づいてもらえないことがあります。

## 聴覚に障害のある人との コミュニケーション方法は？

中途失聴者や音・言葉を聞き取りにくい難聴者など、すべての聴覚障害のある人が手話を使うとは限らないので、その人が望んでいるコミュニケーション方法でサポートしましょう。



手話



筆談



空書  
(空中に文字を書く)



読み話  
(口の動きを読む)



身振り



指文字



触手話



スマートフォンなど  
(画面に表示する)  
※音声を認識して文字を表示する  
アプリなどもあります。

文字で伝えるときは、短くわかりやすい文章を書くようにしましょう。  
図やイラストで伝えることも有効な方法です。



一人ひとりに合ったコミュニケーション方法を使うことが大切です。まずはその人にあったコミュニケーション方法を確認してください。

# こんなことで困ることがあります。

例えば…



あれ？



車のクラクションや自転車のベルなどが聞こえず、路上で危険なことがあります。

声をかけられたことに気づかず、無視されていると誤解されてしまうことがあります。



何だろう…



複数の人が同時に話すと、相手の口の動きや表情が見えずに、話の内容が理解できないことがあります。

防災無線の放送やラジオが聞こえず、災害のときの情報が遅れることができます。

どんなことで困ることがあるのかよく理解して、正しい支援につなげましょう。

# みんなが理解と協力を

## 災害のとき



情報は音だけでなく、目で見て  
も伝わるようにしましょう。

## 町内会の集まりで



町内会の集まりや行事などに  
手話通訳者等の派遣を依頼し  
ましょう。

▶詳しくは次のページをご覧ください。

## 医療機関で



診察に手話通訳者等が同伴す  
ることがあります。受け入れに  
ご理解・ご協力をお願いします。

## 職場で



紙に書く、スマホの画面(※)を  
見せる、目で見てわかる方法で  
一人ずつ情報を伝えましょ  
う。  
※音声を認識して文字を表示するアプリ  
などもあります。



まずは相手の人に合わせた  
コミュニケーション方法を  
図りましょう。

# 手話通訳者・要約筆記者 派遣事業のご案内

医療機関にかかるときや社会生活を送る上で、必要な場合に手話通訳者等を派遣しています。

## 対象者

- ・市内在住の聴覚障害のある人
- ・障害者支援を目的とするボランティア団体、町内会、子ども会、PTA、その他市が適当と認める団体(営利事業者を除く。)

## 手続き

- ・原則派遣希望日の**7日前まで**(注)に、申請書の提出が必要です。
- ・窓口、郵送、ファックス、あいち電子申請・届出システムにて申請が必要です。開庁時間外は翌営業日に派遣依頼の受付がされます。
- (注)団体への派遣依頼の場合は、**14日前**に申請が必要です。

## 派遣費用

- ・原則、無料です。 ※入場料や参加費がかかる場合は、通訳者等の分も負担してください。

▶詳細は、安城市役所障害福祉課障害福祉係へお問い合わせください。  
▶右のQRコード(あいち電子申請・届出システム)からも派遣申請ができます。



## 手話奉仕員養成講座

聴覚障害のある人の生活や抱えている課題を学びながら、手話で日常会話ができるることを目指す講座を開催しています。

▶開催日程等詳細は安城市社会福祉協議会(連絡先・右下と同じ)にお問い合わせください。

## 手話サークル

聴覚障害のある人との交流をしながら手話を身近に学べる場です。手話を学びたい人は気軽に参加してみてください。

▶サークルの情報は安城市社会福祉協議会(ボランティアセンター)HPをご覧ください。



## 設置手話通訳者

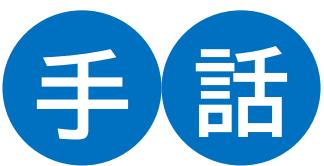
下記の事務所には手話通訳者が設置されています。手話通訳に関すること等、お気軽にお問い合わせください。

### 安城市役所障害福祉課 (北庁舎1階38番窓口)

月～金曜日(祝日を除く)  
8時30分から17時15分まで  
電話:0566-71-2225  
FAX:0566-74-6789

### 安城市社会福祉協議会 (社会福祉会館内)

水、木、土曜日  
9時から17時まで  
※外出などで不在としていることもあります。  
電話:0566-77-3121  
FAX:0566-73-0437



# 手話を覚えよう

やってみよう！

## あいさつ

「おはよう」



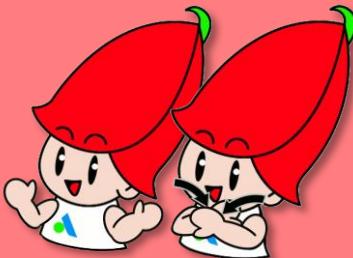
「朝」または「起きる」

「こんにちは」



「昼」

「こんばんは」



動画は  
こちら

「夜」または「暗い」

## 「ありがとう」



動画は  
こちら

左手の甲に、そろえた右手をのせ、  
右手を上げながら頭を下げる

## 「なに？」「どうしたの？」



動画は  
こちら

右手の人さし指を立て左右に軽く振る

## 「よろしくお願ひします」

右手こぶしを  
鼻にあてる  
（「よろしく・よい」）

手を開き、頭を下げな  
がら、手を前に出す。  
（「お願ひ」）



動画は  
こちら

## 「うれしい」「楽しい」



動画は  
こちら

両手を折り曲げて、親指以外の指の  
指先を胸に向かって、交互に上下に動かす

発行

安城市役所福祉部障害福祉課障害福祉係

〒446-8501 愛知県安城市桜町18番23号

電話:0566-71-2225 FAX:0566-74-6789

メール:shofuku@city.anjo.lg.jp

